

# 実践女子大学・実践女子大学短期大学部における

## 公的研究費の不正防止計画

2015年5月20日 常任理事会制定

2017年10月11日 常任理事会改正

2021年5月19日 常任理事会改正

実践女子大学・実践女子大学短期大学部は、公的機関から配分される公的研究費の適正な管理と使用を徹底するため、文部科学省による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」（令和3年2月1日改正）の内容を踏まえ、「実践女子大学・実践女子大学短期大学部における公的研究資金の管理及び監査に関する規程」第11条に基づき、以下のとおり公的研究費の不正防止計画を定める。

### 1. 機関内の責任体系の明確化

項目	不正の発生する要因	不正防止計画
機関内の責任と権限の体系	具体的な不正防止対策の策定や、不正防止に関する啓発活動が、最高管理責任者の主導の下で行われていない。	最高管理責任者の主導の下、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者および研究推進室は、不正防止対策の策定や不正防止に関する啓発活動を実施する。
監事に求められる役割の明確化	監事に求められる役割が明確化されていない。	監事は内部監査室および研究推進室との連携の下、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況ならびに不正防止計画の内容および実施状況について確認し、常任理事会において定期的に報告する。

### 2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

項目	不正の発生する要因	不正防止計画
関係者の意識の向上と浸透	公的研究費に関する誓約書の提出について、明確なルール化が行われていない	誓約書の提出を義務化するとともに、その旨を規程に明示する。

関係者の意識の向上と浸透	不正防止に関する啓発活動の継続的な実施が行われていない。	グループウェアやメールを活用し、公的研究費に関わる全ての構成員に対する啓発活動を、3か月に1回程度の頻度で実施する。
--------------	------------------------------	--

### 3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

項目	不正の発生する要因	不正防止計画
不正発生要因の把握	旅費に関する不正発生要因の把握が不十分である。	研究推進室との連携の下、内部監査室は旅費に関する不正発生要因の把握を行うとともに、必要に応じてリスクアプローチ監査（出張内容に関するヒアリング、出張先・宿泊先への問合せ等）を実施する。

### 4. 研究費の適正な運営・管理活動

項目	不正の発生する要因	不正防止計画
取引先との癒着・不正発生防止	取引先が過去の不正取引について自己申告した場合の具体的な対応が決定されていない。	取引先が過去の不正取引について自己申告した場合に、情状を考慮し、取引停止期間の減免を行う場合があることを規程に定める。
コーポレートカード（法人カード）の導入	コーポレートカードが導入されておらず、出張に関する諸費用は、研究者が自身のカードで支払いを行うことが多いため、カラ出張の発生要因となり得る。	財務部を中心として、コーポレートカードの導入に向けた検討を進める。

### 5. モニタリングの在り方

項目	不正の発生する要因	不正防止計画
内部監査室を中心としたモニタリングの実施	内部監査の実施に関して、監査計画の定期的な見直しおよび公認会計士等の活用が行われていない。	監査計画を2～3年に1回見直しとともに、内部監査の実施内容について公認会計士からの指導・助言を仰ぐ。